

Vol. 232

(2ページに写真説明)

URL http://www.nakanohoujinkai.or.jp

### 掲示板(5~7月行事予定表)

な



※下記の予定は4月10日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。 詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

	月 日	時間	内容	会	場	備考
	1日金	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人	会 館	
5	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人	会 館	
月	21日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人	会 館	
	26日(火)	15:00~16:00	◆東法連・理事会	全法連会館	4階会議室	会長
6	1日(月)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人	会 館	
	2日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法人	会 館	
	4日(木)	16:30~18:00	中野法人会経営塾第一弾(税制改正セミナー)	法人	会 館	税制委員会と共催
	//	16:30~18:00	(共催)女性部会・第328回研修会	法人	会 館	終了後:役員会
	//	16:30~18:00	(共催)源泉研究部会·第394回研修会	法人	会 館	終了後:役員会
	5日金	16:30~18:00	中野法人会経営塾第一弾(税制改正セミナー)	法人	会 館	税制委員会と共催
	//	16:30~18:00	(共催)青年部会・第559回研修会	法人	会 館	終了後:懇親会
	8.9.10日	13:30~15:30	第43回初歩の簿記講習会(Aコース)	法人	会 館	
月	10日(水)	16:00~17:00	第6回中野税務懇談会	署・別館2		終了後:懇親会
	11日休	15:00~16:00	◆東法連・理事会&通常総会	明治部	念館	会長
	//	16:00~17:00	◆東法連・感謝状及び記念品贈呈式	明治訂	念館	会長・受章者
	//	17:00~18:00	◆東法連・祝賀会		念館	会長・受章者
	11日・12日	13:30~15:30	第43回初歩の簿記講習会(Bコース)	法人	会 館	
	17日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人	会 館	
	22日(月)	15:30~15:55	正副会長会	中野サンフ ア ネ モ		
	//	16:00~16:55	第9回通常総会(社員総会)	中野サンフ ア ネ モ	ルーム	
	//	17:00~18:00	第21回春の講演会(健康セミナー)	中野サンフ ア ネ モ	ルーム	4/23~延期分
	//	18:10~19:40	懇親会	中野サンフ ブロッサ <i>2</i>	プラザ11F ムルーム	
7	1日(水)	14:00~	第70回社会を明るくする運動(駅頭PR活動)	サンプラザ前・	JR中野駅周辺	
	2日(木)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法人	会 館	
	7日(火)	13:30~16:00	第3回はじめてのパソコン会計体験セミナー	弥生㈱セミ	ナールーム	
	8日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人	会 館	
	9日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人	会 館	
	14日・15日	9:30~	生活習慣病健診	中野サンプラ		
	16日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンフ ジェミニ	プラザ20F : ル ー ム	

第43回初歩の簿記講習会・第3回パソコン会計セミナーは、同封のご案内をご覧下さい。(申込受付中!)

#### 第21回健康セミナーは、同封のご案内をご覧下さい。(申込受付中!)

5月号の目次 2020 VOL.232

令和元年度·新入会員紹介&経営塾第一弾·簿記講習会 活発な社会貢献活動 (確定申告・駅頭PR活動) ...... 支部だより(役員会を開催)&部会だより(研修会を開催) 10 3 部会だより(青年部会·租税教室) · · · · · 11 (お知らせ)無料法律相談 ······ お知らせ(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様へ①) 12 知っとくと得情報(税の豆知識:山岡先生) …… 4・5 お知らせ(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様へ②) 13 **税務署だより**(納税は期限内に)······ 6 お知らせ(東京都:産業労働局) …………14 7 税務署だより(税務職員採用試験のお知らせ)&都税だより お知らせ(法人会:貸倒保証制度) · · · · · 15 中野区だより(アール・ブリュット展)(東商21の会イベント)(ナカノプラプラ) お知らせ(マル経融資)(経営者大型保障制度)(健康相談ダイヤル) 16 本部だより(事業承継セミナー)(理事会)(健康セミナーの案内) 8

● 表紙 (写真説明) …第18回フォト・コンテスト入賞『春の古河庭園』 (古河庭園:北区) 宮治通信工業 (株) 宮治 誠人 氏

発行所 (公社) 中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp 編集: 広報委員会 印刷: 友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

 $\sim$ 

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### "確定申告"e-Taxの利用促進をPR(JR中野駅頭)





柴野様



・早朝から応援して頂いた皆様

新井様





署の幹部の皆様



今野統括官様



髙野様&進藤様

### ボウリング大会(於: サンプラザボウル)















→ 会場のサンプラザホール ~ ~

滝口実行委員長

宮島会長

矢島副会長 優勝:古屋様 2位:荒川様















滝口様&髙野様

根本様&吉永様&村田様

飛田様

鳥居様









大野様











豊田様

鈴木様

古屋様

小高様

島田様

竹井様

菊地様

深澤様

吉田様

実施日時:5/1)金、6/1月、7/2(木)、8/3月) 13:00~17:00(相談時間は、1案件:45分) TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤·三國

# 知っとくと(得)

## 情報 =税の豆知識=



山 岡 修 治 〒101-0047 千代田区内神田 1-2-2 小川ビル 7 階

税理士

小川ビル7階 神田合同税理士事務所 TEL 03(3518)2711代 FAX 03(3518)2712 携帯 090(2212)0306 e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、2017年(平成29年) 5月に成立した「民法(債権関係)の一部を改正 する法律」が2020年4月1日から施行されていま すので、その内容について前号(231号)に引き 続き説明いたします。

#### 消滅時効

#### 1 消滅時効に関する見直し (第166条関係)

「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を 行使しないことによって債権が消滅するという 制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が 散逸し、債務者であるとされた者が債務を負っ ていないことを立証することも困難になるため、 このような制度が設けられていると言われてい ます。

民法は今まで、消滅時効により債権が消滅するまでの期間(消滅時効期間)は原則10年であるとしつつ、例外的に、職業別により短期の消滅時効期間(弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年、飲食代金のツケは1年など)を設けていました。

新しい民法では、時効制度が大きく見直しされました。その内容の一つとして、時効の起算点と時効期間の見直しがあります。これまでは、①客観的に権利を行使することができる時から10年間で債権は消滅するという原則のほか、②債権者の職業ごとに時効期間の多数の例外が定められていましたが、新しい民法では、①の原則のほか、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間で債権は消滅することとされ、②の例外は全て廃止されました。ただし、債権者自身が、自分が権利を行使することができることを知らないような債権(例

えば、債権者に返済金を過払したため、過払金

の返還を求める債権については、過払いの時点

では、その権利を有することがよく分からないことがあります。)については、権利を行使することができる時から「10年」で時効になります。

#### 2 施行日より前に発生した権利の消滅時効

「施行日前に債権が生じた場合」又は「施行 日前に債権発生の原因である法律行為がされた 場合」には、その債権の消滅時効期間について は、原則として、改正前の民法が適用されます。

#### 保証契約

#### 1 保証人の保護に関する改正

「保証契約」とは、借金の返済や代金の支払いなどの債務を負う「主債務者」がその債務の支払いをしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。

なお、「連帯保証契約」とは、保証契約の一種ですが、主債務者に財産があるかどうかにかかわらず、債権者が保証人に対して支払を求めたり、保証人の財産の差押えをすることができるものです。

(1)極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約をいいます。 例えば、保証人となる時点では、現実にどれだけの債務が発生するのかはっきりしないなど、最終的にどれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースをいいます。

今回の改正では、個人が根保証契約を締結する場合には、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、保証契約は無効となります。

(2)特別の事情による保証の終了

個人が保証人になる根保証契約については、

保証人が破産したときや、主債務者又は保証 人が亡くなったときなどは、その後に発生す る主債務は保証の対象外となります。

#### (3)公証人による保証意思確認の手続を新設

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人なってしまい、 多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされました。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

この手続では、保証意思宣明公正証書を作成することになります。これは代理人に依頼することができず、保証人になろうとする者は自ら公証人の面前で保証意思を述べる必要があります。

#### (4)保証意思確認の手続費用

保証意思確認の手続の手数料は、保証契約ごとに、原則として1通1万1000円となります。 その他の費用については、嘱託先となる公証 役場にお問い合わせください。

#### 2 保証契約のリスク

保証人は、主債務者の代わりに主債務者の負った債務を支払うよう債権者から求められることになります。保証人が任意に支払わない場合には、保証人は、自宅の不動産が差押え・競売されて立退きを求められたり、給与や預貯金の差押えを受けたりするなど、裁判所の関与の下で支払を強制されることにもなります。

このように、保証は大きな財産的リスクを伴うものですが、主債務者から「迷惑を掛けないから」、「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人となった結果、後々、大変な状況に陥ってしまうというケースも見られます。

保証人になる際には、このようなリスクがあることを十分に認識しておくことが重要です。



#### 「風流風呂」



日本人は清潔、風呂好きと良く言われますが、日本独特の高 温多湿な気候も、日本人を風呂 好きにした要因の一つです。も

ともと入浴には宗教的な「禊」(みそぎ)の要素があり、香りの強い植物で邪気を払う風習がありました。端午の節句の「菖蒲湯」、土用の「丑湯」や冬至の「柚子湯」のように、年中行事の季節の節目に「薬湯」に入るのもそのためです。

「薬湯」が庶民に広がったのは、銭湯が発達した江戸時代です。しかも「薬湯」は「混浴」が認められていたから、というのが庶民に広がった本当の理由のようです。

#### 5月の税務と労務

- ・国税/4月分源泉所得税の納付 5月11日
- ・国税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費 税等) 6月1日
- ・国税/9月決算法人の中間申告 6月1日
- ・国税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 6月1日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3 回の場合) 6月1日
- ・国税/確定申告税額の延納届出による延納税額 の納付 6月1日
- ・国税/特別農業所得者の承認申請 5月15日
- ・地方税/自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

#### 6月の税務と労務

- ・国税/5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税/所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税/4月決算法人の確定申告(法人税・消費 税等) 6月30日
- ・国税/10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税 / 7月、10月、1月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 6月30日
- ・地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

- · 労務/健康保険·厚生年金保険被保険者賞与支 払届 支払後5日以内
- ・労務/児童手当現況届(市町村役場に提出) 6月30日

»c= ( 5 ) =»c=»c=»

### ■ 国税庁

## □消費税及び地方消費税の 納税 は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、令和元年(2019年)10月1日から10%になりました。 $^{\scriptscriptstyle (1)}$ 

(注)税率10%への引上げに合わせて、軽減税率制度が実施されました。

#### 期限内納付のために

### 課税事業者の方は、計画的な納税資金のご準備をお願いします!

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。 このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率で計算されていることから、確定申告 では、10%の税率により計算された消費税額(年税額)と、8%の税率により計算された中間申告額との差 額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、 中間申告が必要な方は特にご注意ください。

#### 【具体例】9月決算法人の申告・納付のイメージ(軽減税率は考慮していません。)

〇 令和元年(2019年)9月期(税率引上げ前)



税率8%

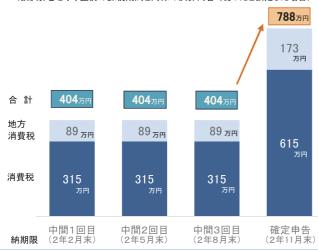
1,600万円

〇 年税額 〇 中間申告による納付額 1,200万円 ⇒ 400万円×3回=1,200万円

〇 確定申告による納付額 400万円 ⇒ 1,600万円-1,200万円=400万円

○ 令和2年(2020年)9月期(税率引上げ後)

(仮決算をせず、直前の課税期間と同様の決算内容であったと仮定した場合)



#### 税率10%

〇 年税額

2,000万円

- 〇 中間申告による納付額 1,212万円 ⇒ 404万円×3回=1.212万円 ※ 地方消費税は引上げ後の税率
  - (1.7%→2.2%) が適用されます。
- 〇 確定申告による納付額 788万円 ⇒ 2,000万円-1,212万円=788万円



確定申告時の納付額の増加に備えて、 計画的な納税資金のご準備を!

中間申告額のほか、あらかじめ、 納付(予納)することもできます。 ※ 詳しくは、裏面をご参照ください。

#### 便利な納付方法は裏面へ

### |2020年度||税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist 〜公平な世の中を創る、志〜 適正公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか 税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を 維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格 ①令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過 していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める者

◇申込手続 ①申込方法 インターネット申込み…人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。 (http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

②受付期間 令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで〔受信有効〕

③受験案内交付期間 令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで

9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

④受験案内交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所) (注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 (http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

◇試験日 第1次試験 令和2年9月6日(日)

第2次試験 令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)までのうち指定された日時 (注)詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111内線2162)までお尋ねください。

- 都税についてのお知らせ-

### 5月は自動車税種別割の納期です 〈納期限〉6月1日(月曜日)

令和2年度の自動車税種別割納税通知書は、5月1日(金曜日)に発送します。

#### 〈納付方法〉納期限までにお納めください。

- ◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ◆コンビニエンスストア(納付書1枚あたり合計金額が30万円までのもの)
- ◆金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、パソコン・ スマートフォンからクレジットカードでも納付できます(クレジットカード納付には手数料がかかります)。

車検が近い方は、金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付をお願いします。

自動車税種別割納付から概ね一週間以内に車検を受ける場合は、納税通知書右端の納税証明書をご提示ください。

## 令和2年4月より AIチャットボットによる都税お問合せサービスを開始しました

#### 〈利用方法〉

主税局ホームページにアクセス











#### 〈利用方法〉

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット(会話)形式で誰でも簡単にお問合せができます。
- 都税に関する一般的なお問合せにお答えします。

お問合せ先 主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925













(1月25日~3月1日) 中野の各地で ブリュット展

### 東京商工会議所中野支部 中野21の会主催「中野スポーツチャレンジ(於:桃花小学校)」(2月16日)











様々なスポーツにチャレンジ

### NAKAN®+ 特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会(ナカノプラプラ)からのお知らせ

#### ~ 中野の魅力を発信しています ~

プラプラはICT・コンテンツ関連の事業を進め ながら価値の創造・創発を生みだし、更なる地域 経済の発展、利便性向上、賑わい創出に資するた めの事業を展開しております。

現在、中野区シティプロモーション事業助成を 受け「中野大好きナカノさん×ヒガナカ×ナカノ プラプラ」として、中野大好きナカノさんのLINE スタンプの作成や東中野のガイドブックの発行等、 中野区の魅力を発信するお手伝いを行っておりま す。

また、地域マップやコンテンツ、相互コミュニ ティーをクラウド上に展開するオンラインハンド ブック、プログラミング教室中級セミナーのオン

ライン化、AIに関する様々な取り組みも引き続き 進めて参ります。

更に平成2年度は区内のIT化、およびキャッシ ュレス化の推進につきましても会員のお力添えに より積極的に進める方向です。

他にもICT・コンテンツに関わる様々な文化イ ベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご 注目ください。

中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体の ひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会 も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツ ネットワーク協会と、他3社により運営されてい ます。

#### 大好評!! 事業承継対策セミナ-- (2月13日)







大変内容の濃いセミナーでした

講師の齋藤英一氏(税理士)

挨拶:矢島副会長(事業委員長)

#### **"理事会"を開催**(於:中野サンプラザ)





宮島会長

→ 皆様、真剣に… ~

#### ◆『第21回健康セミナー』開催ご案内 ◆

○日時:令和2年6月22日(月) 午後5時~午後6時

○会場:中野サンプラザ11階 アネモルーム ○演題:『心と体と食空間に氣を結ぶ』

○講師:まるもゆきこ氏

(フードセラピスト・管理栄養士)

## 今和元年度新入会員

#### 第1支部(上鷺宮·鷺宮·白鷺·若宮)

(株) ENOm(エノム) 上鷺宮1-7-5
 K Brothers(株) 鷺宮3-38-11
 (南オーケービル管理 若宮3-6-15
 (南) ハ イ テ ッ ク 若宮3-20-1

#### 第2支部(江古田·江原町·丸山·沼袋)

㈱富士通研製作所 江原町2-22-12

#### 第3支部(大和町·野方)

(合同会社) えるそる 野方4-6-1-307

#### 第4支部(新井)

 (株)
 P
 L
 S
 C
 新井1-9-3-202

 G
 p
 i
 c
 a
 (株)
 新井1-9-4-3F

 (有)
 但
 馬
 屋
 新井1-30-9

 (株)
 e
 A
 s
 y
 新井2-1-1

#### 第5支部(松が丘・上高田)

(株) インプリム 新井1-12-12-2F (株) キャズシップ 新井1-37-12 (株) テルショー 新井5-23-6-101 (株) 味噌屋商店 松が丘1-1-13 I L A (株) 松が丘2-5-8 2-2 (株) セントラル 上高田2-12-9 (有) 建守酒店上高田3-22-9 ネットビジョンシステムズ(株) 上高田3-39-13 庄建設(株) 上高田5-14-7 (株) ベータ上高田5-45-9-3F

#### 第6支部(中野4丁目~6丁目)

(協)トーコーネットワーク 中野4-3-1-304 (株) プリントマウス 中野5-52-15-269

#### 第7支部(東中野)

#### 第8支部(中野1丁目~3丁目)

(株) G & G 野方2-4-6-315 セレモ共済会㈱セレモニー 東中野3-17-15 (合同会社)大三郎 中野2-7-12-501 (株)VIGOR UP 中野3-33-20-2F (株) 宅配広告社 弥生町4-25-4-1階

#### 第9支部

#### (中央3丁目~5丁目、本町4丁目~6丁目)

(有)中島事務所 本町6-9-1 (株)ソ ー ト 本町4-5-10-1005 (株) クルーガー 中央4-1-3-4F (株)STコーポレーション 中央5-20-13-1階 由 有(株) 本町6-13-8 (合同会社)7777777 本町5-39-7-802

#### 第10支部

#### (中央1丁目~2丁目、本町1丁目~3丁目)

わ げ ん せ (株) 中央1-29-18-202 (-社)共有名義不動産問題研究所 中央1-1-1 (株) E A T A S 本町1-13-14

#### 第11支部(弥生町、南台)

(合同会社)MILD LIFE 弥生町1-49-5

#### 賛助会員

(株) B a r a n 練馬区石神井台7-26-1 〇GUSU&C〇(株) 豊玉南1-18-18-202 福 江戸川区中葛西2-4-27 T K 産 業 株 立川市栄町1-10-34 (株) D. P. アシスト 八王子市石川町521-2-105 加 藤 ゆう子 新井2-35-10 吉 野 玲 子 新井1-19-12-205号 (株) 中野スタッフ 杉並区高円寺北1-4-5-201 (株) シエロデザイン 港区高輪4-2-6-104 サンシャインレジデンス 上高田2-56-4 康 文京区関口2-7-4-201 小 島 (株)エスアールエス 新井2-30-1 高円寺法律事務所 核枢高門寺北2-3-4-501 (株) ダイナミック 神奈川区西神奈川1-6-1-602 NARUKIコミュニケーション 東中野2-1-2-1205 (株) トップラン 渋谷区神南1-9-10-3F 佐藤徹税理士事務所 中央3-34-1-505 青山一品中野坂上店 本町2-51-10



### 春の税務研修会開催

(中止になってしまいましたので、6月開催時に差し上げます。)

テーマ:令和2年度 ここが変わる! ことしの税制改正

#### ◆『中野法人会経営塾第一弾』開催ご案内◆ (共催:源泉研究部会・女性部会・青年部会)

○日時:令和2年6月4日休) 午後4時30分~午後6時

令和2年6月5日金 午後4時30分~午後6時

○会場:法人会館2階会議室

○内容: 令和2年度税制改正について ○講師: 齋藤英一先生(税理士)

### ◆ 『第43回初歩の簿記講習会』 開催ご案内◆

○日時:令和2年6月8・9・10日(Aコース)

6月11・12日 (Bコース)

※何れも午後1時30分~午後3時30分

○会場:法人会館2階会議室 ○会費:吉田信康先生(税理士)



# 支部だより

### 支部・役員会を開催!

各支部共、令和元年度の事業・収支報告と令和2年度の事業などについて活発に話し合われました。 4月開催予定の『春の定時総会&税務研修会』についても意見交換を行いました。



第1支部(久保支部長)



第2支部 (滝口支部長)



第3支部(飛田支部長)



第4支部(鳥居支部長)



第5支部(谷津支部長)



第6支部(斉藤支部長)



第7支部 (三橋支部長)



第8支部(柴野支部長)



第9支部(酒井支部長)



第10支部(鈴木支部長)



第11支部(秋元支部長)

# 部会だより

### ◆《女性部会 (2月6日)》《源泉研究部会 (2月6日)》《青年部会 (2月7日)》「研修会」を開催 ◆



要になりました。

《女性部会》《源泉研究部会》 ◆ 確定申告について ◆

2月6日、法人会館において、中野税 務署・田口審理上席を招聘して研修会を 行かいよした

議師:田口上席様 行ないました。 今回の主な変更点としては、「配偶者 及び配偶者特別控除」です。申告される方ご本人の合 計所得金額に応じて適用され、控除額も変更になりま した。「医療費控除」に関しては、領収書の提出が不

スマート申請等、内容の濃い研修でした。

#### 《青年部会》

◆ あのとき、米持建設に何が起こった のか?~増収増益の裏側~ ◆

2月7日、法人会館において、米持 建設㈱代表の米持氏が講師となって行 なわれました。



講師:米持大介氏

40数年の自分史と米持建設㈱の歴史は、壮絶な物がありました。早くに先代社長の父を亡くされ、言葉で言い表せないくらい大変な苦労があった事と思います。持ち前の明るさとお人柄の良さ、新潟精神(?)をバネに今日に至っている姿に、エールを送ります。

更なる飛躍を…と!



2月6日 (女性部会・源泉研究部会)



髙野部会長



安藤部会長 根本部会長



2月7日(青年部会)



3月4日 女性部会役員会



3月5日 源泉研究部会役員会



3月6日:青年部会役員会

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 青年部会独自で "租税教室" を実施! (今年度は中野区内15の小学校で実施!)

#### 2月8日 (区立新井小学校6年1・2組(合同))







アシスタント:渡邉氏・鳥居氏





最後の挨拶:渡邉氏 -

#### 2月8日((区立桃花小学校6年1組(クラス別))



講師:根本様



アシスタント: 佐野氏・内野氏





最後の挨拶:滝口氏 ~~・

#### 2月8日 (区立桃花小学校6年2組(クラス別))



講師:内野氏



アシスタント: 佐野氏・根本様





### 2月8日(グラス別) 2月8日(グラス別) )





アシスタント:根本様・内野氏 税金カルタ:吉田氏





#### 2月18日(火) (区立美鳩小学校6年1・2・3組(合同))



講師:根本様



アシスタント:吉永氏・佐野氏



税金カルタ: 柴野氏



#### 2月25日火) (区立緑野小学校6年1・2組(クラス別))



講師:内山氏・根本様







·c=·c= (11) =·c

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 法人会会員の皆様へ(4/3現在)

政府系金融機関、支援機関等の施策のご案内

## 資金繰り支援内容一覧 < https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html >

- 1. 融資(最長5年間元本返済不要、金利負担実質ゼロ、担保不要)
  - ①日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付 < 限度額3億円> 業況が悪化(売上高5%減以上)した事業者に対する融資枠別枠の創設。 【連絡先】事業資金相談ダイヤル:0120-154-505 休日相談窓口:0120-327-790
  - ②商工組合中央金庫による<u>危機対応融資</u> < 限度額 3 億円> 【連絡先】0120-542-711 (平日・休日共通)
  - ③日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付 <限度額 7.2 億円> 外的要因により、一時的に業況が悪化した事業者向け融資において、要件「売上高 5%減」といった 数値目標を緩和。
  - ④生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 <限度額 6,000 万円>

(生活同業組合員向けの追加枠) ・衛生環境激変対策特別貸付 別枠 飲食業 1,000 万円 旅館業 3,000 万円

·生活衛生改善貸付 別枠 1,000 万円

- ⑤特別利子補給制度(①~④の制度を実質無利子化する制度)
  - 【①、③~⑤相談窓口】日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505 休日相談窓口: 0120-327-790

【全般相談窓口】中小企業金融相談窓口:03-3501-1544(平日、休日共通)

- ※現在、政府より各民間金融機関に資金繰り支援を要請中。実質無利子融資の窓口が設置される 予定です。
- 2. 信用保証
  - ①セーフティネット保証 4号・5号(一般保証枠 2.8 億円と別枠で保証枠 2.8 億円を設定) ※セーフティネット貸付要件も緩和済み。
  - ②危機関連保証(一般保証枠と別枠で保証枠 2.8 億円)
    - 【①、②相談窓口】東京都信用保証協会(最寄の支店が窓口となります)
      - ⇒https://www.cgc-tokyo.or.jp/cgc\_covid-19\_info\_2020-3.pdf

(本店内) 八重洲支店 03-3272-3152 ※休日相談窓口: 03-3272-3002

- 3. 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の金利引下げ 【相談窓口】日本政策金融公庫の本支店または最寄の商工会・商工会議所
- 4. 各市区等の支援
  - ①特別融資

新宿区の場合は商工業緊急資金の斡旋(限度額 500 万円/無利子) 【相談窓口】産業振興課産業振興係(新宿区の場合) 03-3344-0702

- ②個人向資金貸付(以下は新宿区の場合)
  - ◇緊急小口資金(生計維持貸付を必要とする世帯/限度額10万円/無利子)
  - ◇総合支援資金(日常生活維持の困難世帯/限度額月 20 万円/無利子)

【相談窓口】新宿区社会福祉協議会:03-5273-3546

東京都社会福祉協議会:https://www.tcsw.tvac.or.jp/

### 経営環境の整備

1. 雇用調整助成金の特例措置

一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html 【相談窓口】東京労働局 新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news\_topics/topics/coronaviruskankei.html ハローワーク助成金事務センター 03-5337-7418

- 2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(労働者に休暇を取得させた事業者向け)
- 3. 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする方向け:小学校 等に通う子どもの世話を行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援するための新た な支援金制度)
  - 【2、3の相談窓口】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター: 0120-60-3999(9~21日 土日・祝日含む)
- 4. 休業や労働時間変更への対応

【厚労省 HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00007.html

- 5. 厚生年金保険料等の猶予制度
  - 一定の要件に該当する場合、納付期限から6ヶ月以内に申請し、換価の猶予が認められる 【相談窓口】最寄りの年金事務所 徴収担当 https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html
- 6. 税務申告・納付期限の延長
  - ①申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税を4月16日(木)まで延長
  - ②①に伴い振替日についても所得税は5月15日、消費税は5月19日まで延長 【国税庁 HP】https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/kigenencho.htm

【相談窓口】各税務署

7. 国税、地方税の猶予制度

【国税庁 HP】<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\_konnan.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\_konnan.htm</a>
【東京都主税局 HP】<a href="https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new\_virus\_leaf.pdf">https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/new\_virus\_leaf.pdf</a>
※各種支援施策が今後予定されており、定期的な閲覧が必要です。

8. 事業継続緊急対策(テレワーク)助成金

感染症の拡大防止対策でテレワークを導入する場合、その機器・ソフト等の導入費用を助成補助金額:最大 250 万円 補助率 100% ※2020TDM 推進プロジェクト参加要

【相談窓口】東京しごと財団 雇用環境整備課 <a href="https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/">https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/</a> ※当該施策は3月31日付一旦終了しておりますが、追加された際は別途案内します。テレワークの助成金についてはその他類似施策があるため参照下さい。

# 企業の皆様、はたらく皆様へ 新型コロナウイルス感染症 に係る緊急支援策



### 東京都産業労働局

事業の詳細等については、各ホームページ等で 最新情報をご確認ください。

> 産業労働局ホームページ (特設ページ)



東京都では、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の方や働く方を対象に、各種支援策を実施していますので、ご活用ください。

#### 資金繰り相談・経営相談

相談時間は平日 9 時 00 分~17 時 00 分、土曜日・日曜日・祝日の相談は行っておりません。 ※3/17~3/31 は、平日 19 時 30 分まで時間を延長して相談に応じます。 (経営に関する相談については受付終了時間 19 時)

### 新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業の皆様を対象とした相談窓口です。

- ■資金繰りに関する相談
- <相談窓口> 産業労働局金融部金融課(東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側)
- <電話相談> 03-5320-4877
- ■経営に関する相談
- <相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 (東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階)
- <**電話相談**> **03-3251-7881** <**Eメール相談**> sien@tokyo-kosha.or.jp

### フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口

フリーランスを含む個人事業主の皆様を対象とした相談窓口です。

- ■資金繰りに関する相談
- <相談窓口> 産業労働局金融部金融課 <電話相談> 03-5320-4877
- ■経営に関する相談(契約トラブル等)
- <相談窓口> 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課
- <**電話相談> 03-3251-7881** <**Eメール相談>** sien@tokyo-kosha.or.jp ※法律相談となる場合は、平日 13 時~15 時(事前予約制)となります。

#### 労働相談

### 新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル

新型コロナウイルス感染症に関する休暇や休業の取り扱い、職場のハラスメント等のご相談をお受けします。

<相談窓口> 東京都労働相談情報センター

<相談受付> 0570-00-6110 (東京都ろうどう 110 番)

※「新型コロナウイルス関連の相談」とお伝えください。

<対応時間> 平日9:00 ~ 20:00/土曜9:00 ~ 17:00

法人会会員の皆さまへ

三井住友海上火災保険株式会社



皆様の攻めの経営を

サポートします!

与信管理を<mark>貸倒保証制度</mark>へアウトソーシングすることで、 経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

# 「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に 御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

## Case 0

#### 食料品卸

お取引先が民事再生手続開始の中立て を行い、債務者に対する被保険者の売掛 金債権が回収不能となった。

即党编建额

民事再生

668万円

## Case 2

#### 繊維・衣類・装身具卸

お取引先が資金繰りの悪化で不譲り手 形を出した。法的整理手続きの通知があ り、決済予定の手形が不渡りとなった。

阿克姆塞姆

不渡り

**1,000**万円

# Case 3

#### 電気・設備工事

お取引先が民事再生手続の開始申立を し、接保険者の有する売掛金債権が回収 不能となった。

認定損害

足車面生

1,272万円

※過去に記名プランで起きた事故病です

お見積はカンタン

無配名包括ブラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください

全取引先を包括して保証対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。

無記名包括プランは保険期間中の取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

128722 保証対象の取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

裏用の見遠依頼書に取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

# マル経融資をご活用ください!



詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部 Ta: 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務)を実施しております。※会員以外の方もご利用いたけます。

### 「無担保」・「無保証人」・「低金利」・「手数料不要」

◆融資限度額: 2, 00万円

◆利 率: 1. 2 1 % (2019 年 4 月 1 日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間:運転7年以内/設備10年以内

#### 【融資要件】

・従業員20名以下(商業・サービス業は5人以下)

- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている

※融資の結果、ご希望に添えない場合がございます。





法人会の「経営者大型総合保障制度」は 昭和46年に発足し、 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。 これからも会員のみなさまを お守りしてまいります。

## D/IDO 大同生命保険株式会社

新宿支社/

東京都新宿区新宿4-3-25(TOKYU REIT新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221

#### AIG AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/

東京都新宿区西新宿2-4-1 (新宿NSビル) TEL 03-6894-9110



#### | 新型コロナワイル人 健康相談タイヤル』 繁忌開設のご案内

大同生命保険㈱とAIG損害保険㈱より耳寄りなご案内です。

経験豊かな看護師や保険師が土・日・祝日を含む24時間体制で新型コロナウイルスに関するご相談に対応させていただきます。(TEL:0120-102-297)

○受付期間:4月6日(木)~6月30日 ○受付時間:24時間(土·日·祝日含む)

○対 象:法人会会員企業の役員様・従業員様とそのご家族です。(予防方法?…風邪かな?…等々)

ご参照ください。 厚生労働省 新型コロナウイルス Q&A 検索

»«»« (16) »««